

政務調査費の手引き

平成20年2月

(一部改訂 平成22年4月)

福島県議会

「政務調査費の手引き」目次

I 政務調査費制度の概要

- 1 政務調査費の制度化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 福島県議会における条例化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 議会改革検討委員会における在り方の検討及び条例等の改正・・・・・・・・・・・・・ 2

II 福島県政務調査費の交付制度

- 1 交付対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 交付額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 交付日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 使途基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 収支報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 議長の調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 7 政務調査費の返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 8 収支報告書等の保存及び閲覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- （図表1）政務調査費の交付手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- （図表2）政務調査費の支出・収支報告・証拠書類等の保管の取扱い・・・・・・・・・・ 7

III 政務調査費の使途基準等

- 1 使途基準の項目及び内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 会派に関する政務調査費の使途基準の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 会派から議員に委託された調査研究費の使途基準の考え方・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 政務調査費から支出できない経費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

Ⅰ 政務調査費制度の概要

1 政務調査費の法制化

(1) 地方自治法の改正

本格的な地方分権時代を迎え、地方議会の政策立案機能の強化が求められる中で、議員個人の活動基盤の充実強化が大きな課題となったことから、政務調査費の法制化について全国議長会を中心に活発な取組みが行われた結果、平成12年5月に下記のとおり地方自治法の改正が実現した。

改正地方自治法第100条（平成13年4月1日施行）

- ② 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
- ③ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

この改正により「政務調査費」は、議会の調査権等について定める地方自治法第100条に位置づけられ、議会に議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として会派又は議員に対し、条例で定めるところにより、政務調査費を交付することができるようになった。

(2) 地方自治法改正前と改正後の政務調査費の性格の相違点

地方自治法改正以前から本県において交付されていた県政調査事業費補助金は、地方自治法第232条の2の規定に基づき、知事の判断により交付され、知事の定める補助金交付規則を適用し、団体等に対する一般的な補助金の一種として、その補助申請、実績報告等補助金交付と同様の手続きが採られていた。

しかし、こうした仕組みは、政務調査費が各種団体に対する補助金と同様の恩恵的給付とも認識され易く、そこに問題があると指摘がされてきたところである。

平成12年の改正により、政務調査費の交付根拠が明定され、条例でその額、交付方法についても定めることとされたことにより、当該政務調査費は、条例に規定する要件を満たすものに対し、政策的判断を要することなく、一律に、当然交付されることとなった。

2 福島県議会における条例化

本県議会では、「福島県政務調査費の交付に関する条例」を議員提案により制定するにあたり、平成12年10月に各会派を代表する9名の委員で構成する「政

務調査費交付条例策定委員会」を設置し、全国議長会の標準条例（例）を参考に、政務調査費の透明性を図ること及び政治活動の自由の確保を念頭に、交付対象、使途基準並びに収支報告書の閲覧等必要な事項について、5回にわたる検討委員会を開催し、条例（案）及び規程（案）を作成した。

検討委員会において作成された条例（案）及び規程（案）は、平成12年12月19日に議長に対し最終報告を行い、平成13年2月9日に開催された各派交渉会において内容の確認がなされ、平成13年2月定例会の最終日である3月22日に可決成立し、3月27日公布、4月1日から施行された。

3 議会改革検討委員会における政務調査費の在り方の検討及び条例等の改正

平成18年12月に地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するための「地方分権推進法」が成立したことによる新たな地方分権時代に対応した議会改革の必要性を背景に、平成19年3月、本県議会においても議会運営全体に関わる検討課題の整理を各会派で行い、「政務調査費の在り方について」を含む「議会運営全体に関わる検討事項」（18項目）をとりまとめた。

平成19年5月、この「議会運営全体に関わる検討事項」について調査検討するため、各会派から選出された14名の委員で構成する「議会改革検討委員会」を設置し、特に「政務調査費の在り方について」は、委員4名からなるワーキンググループを設置し専門的に検討を重ねた。

政務調査費を巡っては、各都道府県において住民監査請求をはじめとする公費支出に関する情報公開の要請の高まりを背景に、更なる透明性を確保するため、政務調査費の収支報告書に領収書等の証拠書類の添付を義務付ける動きが進んできている。

このことから、本県議会においては、これらの動きとともに、議員の調査研究に資するため交付される政務調査費について、制度の目的及び公費支出の観点から、使途基準を明確化・具体化する必要があるとの認識のもと、

- ①会派が行う調査研究活動を所属議員に委託できることを明確にすること
- ②会派から調査研究を委託された議員の調査研究費の使途基準を定めること
- ③会派及び議員に関する政務調査費の使途基準の考え方を示すこと
- ④政務調査費から支出できない経費を定めること
- ⑤政務調査費の交付を受けた会派が、議長に対し収支報告書を提出する際には、

所属議員に調査委託した経費を含め全ての支出について領収書等証拠書類の写しを添付すること

を主な内容とする意見を集約し、議会改革検討委員会として平成19年10月10日に議長に対し最終報告を行った。

この報告内容に沿って、平成19年12月定例会の最終日である12月19日には議員全員の提案による「福島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する

条例」が可決成立し、12月25日公布、平成20年4月1日から施行されることとなった。併せて、使途基準等について規定する「福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程」についても12月25日に告示され、平成20年4月1日から施行されることとなった。

II 福島県政務調査費の交付制度

1 交付対象（条例第2条、規程第2条）

会派結成届のあった会派（その所属議員が一人の場合を含む。）を対象とする。
※政務調査費の交付を受けようとする会派は、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、「会派結成届」を提出。その後会派結成届の内容に異動が生じたときは、「会派異動届」を、会派を解散したときは「会派解散届」を提出する。

2 交付額（条例第3条）

月の初日における所属議員数を基に、月額35万円を乗じて得た額を交付する。
※月の途中において所属議員に変動があった場合は、次の月から新たな所属議員数に基づき交付額を調整することとなる。

3 交付日（条例第7条）

四半期ごとの交付となることから、毎四半期の最初の月の10日（その日が県の休日に当たるときは、その翌日）までに口座振替により各会派に交付する。

4 使途基準（条例第8条、規程第3条）

- (1) 政務調査費は、会派にあっては、規程に定める使途基準（別表第1）「会派に関する政務調査費の使途基準」に従い使用することとなる。
- (2) 会派に関する使途基準の項目中、調査研究費については、所属議員に調査研究を委託することができることとなっている。この場合、会派から調査研究の委託を受けた議員にあっては、規程に定める使途基準（別表第2）「会派から所属議員に委託された調査研究費の使途基準」に従い使用することとなる。

5 収支報告（条例第9条、規程第3条、取扱要領第2、第3）

- (1) 会派の代表者は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を年度終了日の翌日から起算して30日以内（4月30日まで）に議長に提出する。会派が消滅した場合には、会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出する。
収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。
- (2) 会派から調査研究の委託を受けた議員は、政務調査費に係る調査研究完了報告書を、委託期間（委託期間等の変更があった場合は変更後の委託期間）の終了後速やかに会派に提出する。
調査研究完了報告書には、当該調査研究完了報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。
- (3) 領収書の提出様式及び領収書の取得が困難な場合支払者が証明する支払証明書の様式は取扱要領で定められおり、所定の様式により提出することとなる。

6 議長の調査（条例第10条）

収支報告書が提出された場合、議長が必要と認めるときは、調査を行うことができる。収支報告書の内容を確認するため、会計帳簿や証拠書類の提出を求める場合がある。

7 政務調査費の返還（条例第11条）

使途基準に従って行った支出の総額が、交付を受けた政務調査費の総額を下回った場合、残余（収支報告書の残余欄に記載された額）に相当する政務調査費を返還しなければならない。

8 収支報告書等の保存及び閲覧（条例第12条、規程第5条、第6条）

- (1) 会派より提出された収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写しは、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- (2) 会派の政務調査費経理責任者及び会派から調査研究費の交付を受けた議員は、政務調査費の収入及び支出に係る証拠書類等を収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- (3) 議長に提出された収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写しは、議会事務局が保有する公文書となり、福島県議会情報公開条例に基づく開示請求の対象となるとともに、情報公開条例とは別に、政務調査費の交付に関する条例に基づき閲覧の対象（「福島県議会情報公開条例」第8条各号に規定する不開示情報を除く。）となる。

収支報告書等の閲覧は、収支報告書等を提出すべき期日の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。

※議長に提出された収支報告書等の保存期間及び閲覧開始日

平成20年度分

提出すべき期間の末日（提出期限）

・・・平成21年4月30日

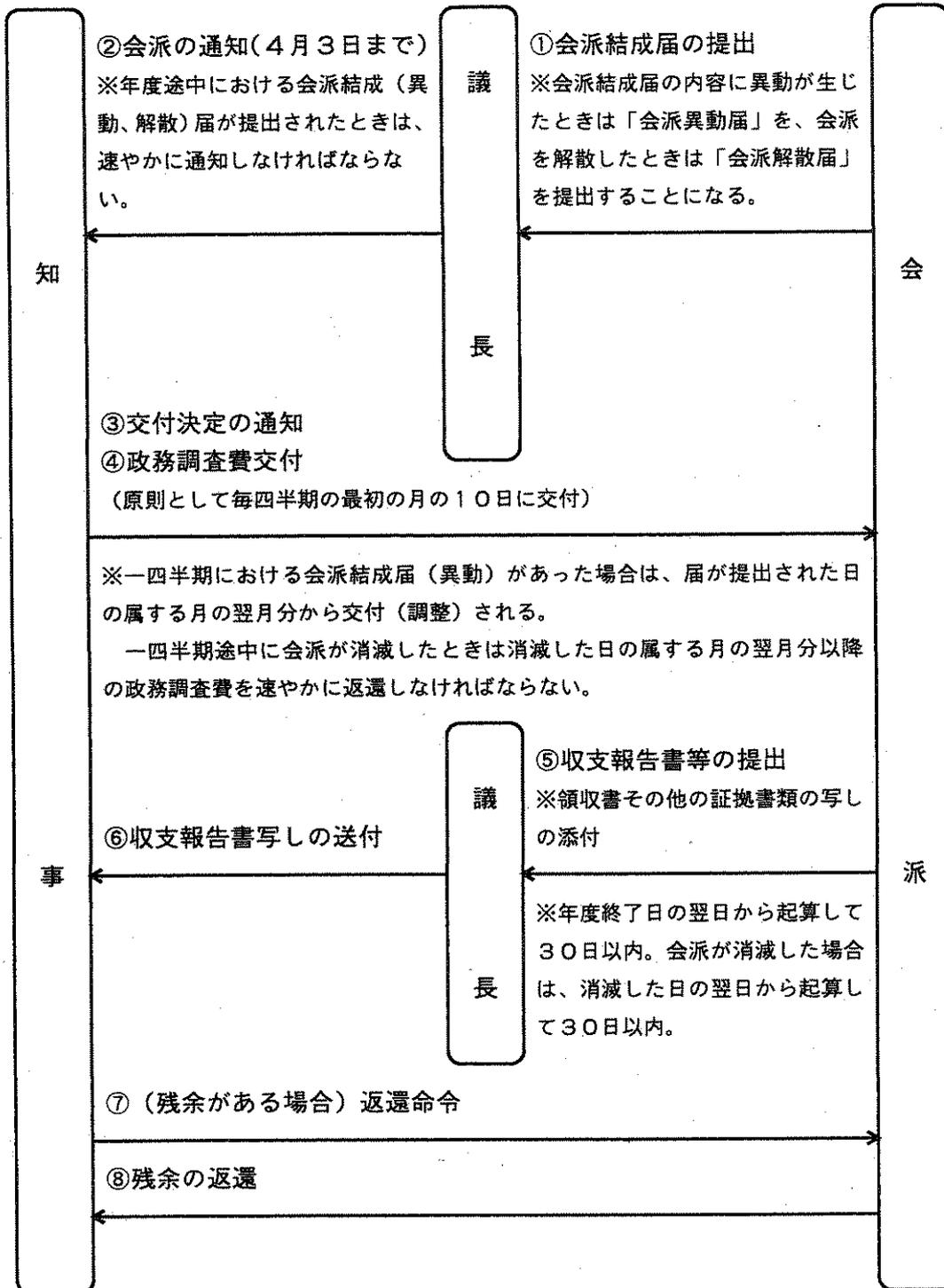
保存期間

・・・平成21年5月1日～平成26年4月30日

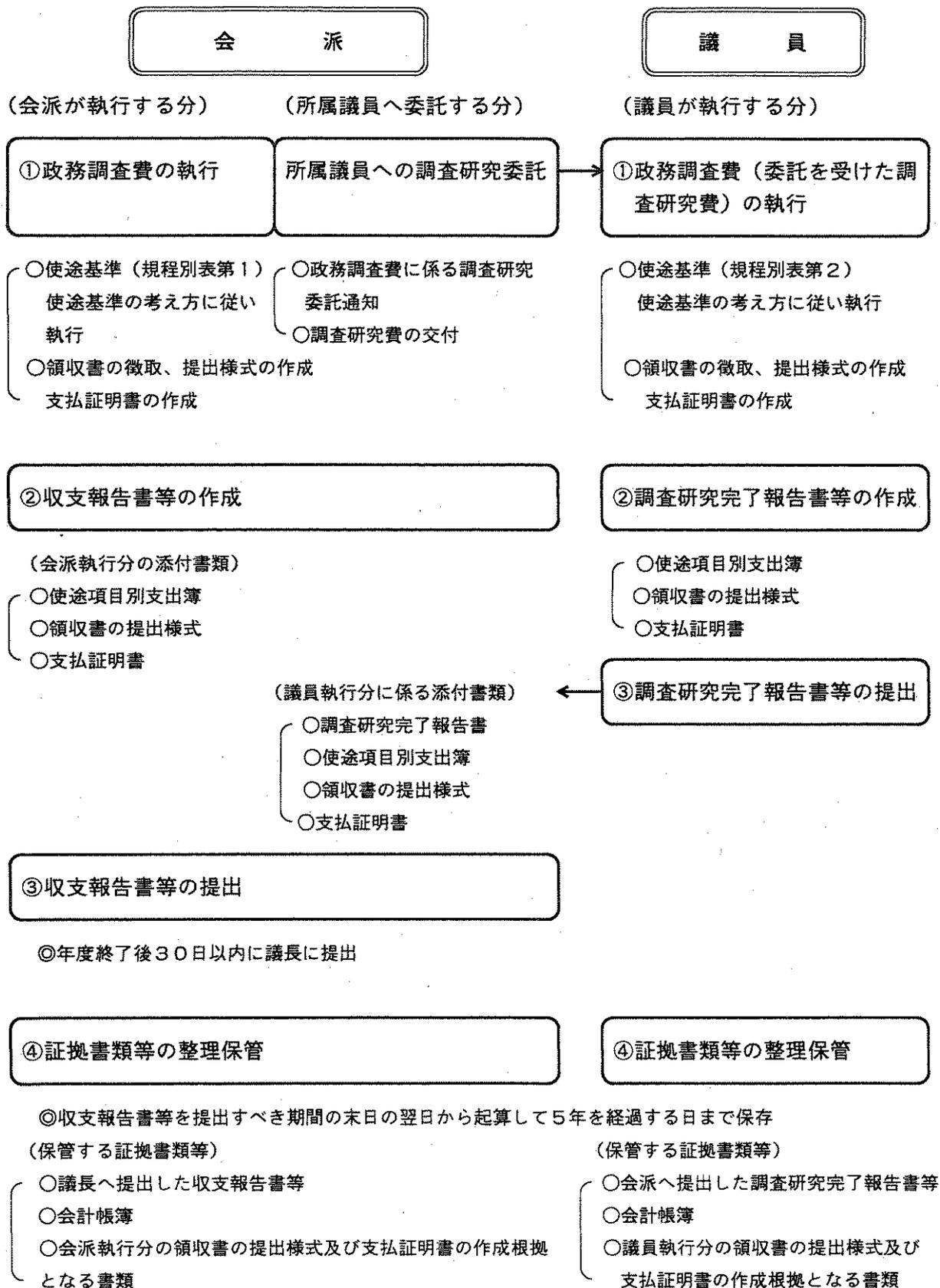
閲覧開始日

・・・平成21年7月1日

(図表1) 政務調査費の交付の手続き



(図表2) 政務調査費の執行・収支報告・証拠書類等の保管の取扱い



Ⅲ 政務調査費の使途基準等

1 使途基準の項目及び内容

(1) 会派に関する政務調査費の使途基準（施行規程別表第1）

項 目	内 容
調 査 研 究 費	1 会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究に要する経費 (調査研究委託費、交通費、宿泊費等) 2 会派がその所属議員に対し、調査研究を委託する経費 (調査研究委託費)
研 修 費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 (会場費、機材借上費、講師謝礼、会費、交通費、宿泊費等)
広 聴 費	会派が地域住民等の県政に関する要望、意見等を聴取するために開催する会議・会合に要する経費 (会場費、機材借上費、資料印刷費、交通費、食糧費等)
資 料 作 成 費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷製本代、原稿料等)
資 料 購 入 費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞・定期刊行物購読料等)
広 報 費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)
事 務 費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、通信費、事務機器リース料等)
人 件 費	会派が行う調査研究活動を補助する職員等を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

注 () 内は、例示

(2) 会派から議員に委託された調査研究費の使途基準（施行規程別表第2）

項 目	内 容
調 査 研 究 活 動 費	調査研究費 議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究に要する経費 (交通費、宿泊費、報告書等印刷製本費、調査研究に伴う謝礼等)
	研修参加費 研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費 (会費、交通費、宿泊費、報告書等印刷製本費等)
	広聴費 議員が地域住民等の県政に関する要望、意見等を聴取するために開催する会議・会合等に要する経費及び意見交換のための各種団体等との会議・会合等への出席に要する経費 (会場費、機材借上費、資料印刷費、交通費、食糧費、会費等)
	資料作成費 議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷製本代、原稿料等)
	資料購入費 議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞・定期刊行物購読料等)
	広報費 議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の報告会並びに広報紙の印刷等広報活動に要する経費 (会場費、機材借上費、広報紙・報告書等印刷製本費、ホームページ作成費、送料、交通費等)
調 査 研 究 事 務 費	事務所費 議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所賃借料、光熱水費、警備委託料等)
	事務費 議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、通信費、インターネット接続料、事務機器リース料、自動車リース料、自動車の燃料費等)
	人件費 議員が行う調査研究活動を補助する職員等を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

注 () 内は、例示

2 会派に関する政務調査費の使途基準の考え方

分類	項目	考え方
調査研究費 (総論)		<p>会派が、県内外及び海外における調査(研究施設等への視察、被災地の現地調査、他都道府県への現地調査など)を行うために必要となる交通費及び宿泊料等であり、事前準備や報告に要する経費及び調査研究に伴う謝礼を含むものである。</p> <p>また、会派が、その所属議員に調査研究を委託することもできるものであり、その使途は「会派から議員に委託された調査研究費の使途基準」による。</p>
調査研究費 (交通費等)	<p>交通費・宿泊料・現地経費等の支出について</p> <p>自動車等借上料の支出について</p>	<p>会派による政務調査費としての交通費、宿泊料、現地経費の支出に当たっては、本来的には、実費支給が原則と考える。</p> <p>また、会派が所属議員に対し個々の旅行を命令することから、公務出張と同様な性格を有することとなるため、「県議会の議員の議員報酬等に関する条例」に準じ、予め各会派において定める方法により定額給付を行うことも考えられる。</p> <p>なお、その額及び内容は、社会通念上許容される範囲のものとする必要がある。</p> <p>会派が調査研究活動に用いるため、レンタカー、貸切バスを一時借上げる場合は、会派として契約を結び、その費用を政務調査費から支出することができる。</p>
調査研究費 (調査研究委託費)	所属議員への調査委託費の支出について	<p>会派が行う調査研究活動は、会派を構成する個々の議員がその役割を担っており、日常の広聴活動をはじめとして、県政全般に関わる調査など広範囲なものであり、また、その調査方法、時期等が個々の議員の判断に委ねられている。</p> <p>このことから、会派から所属議員に対し、調査研究を委託することができるものであるが、その場合、議員は、会派に対し活動報告を行う必要があると考える。</p>

分 類	項 目	考 え 方
研修費	研修経費の支出について	<p>会派が行う研修会や調査研究に係る会議へ出席した議員に対して、費用弁償を支給することはできる。</p> <p>ただし、交通費及び諸雑費（日当を含む。）の範囲を超え、出席の労に対する対価的なものを含むことは適当ではないと考える。</p> <p>他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員等の参加費についても、実質的な意見交換が中心である場合は同様の考えにより費用弁償を支給することができると考える。</p>
	会議等に引き続く懇談会等会費の支出について	<p>会議や研修会等に引き続く懇談会等に係る会費は、政務調査費の対象として支出することが可能であると考ええる。</p>
	政党主催の研修会等の会費の支出について	<p>政党が主催した研修会等であっても、その研修会等の内容が調査研究活動に適うものであれば、その会費を政務調査費から支出することは可能であると考ええる。</p>
広聴費	食糧費の支出について	<p>会派が行う広聴活動は、会議・会合等の場を通じて、地域住民等の要望、意見等を幅広く聴取することを主な目的とするものであることから、その過程において食糧費を執行することも可能と考える。</p> <p>なお、執行に当たっては、公職選挙法との関係にも留意する必要がある。</p>

分類	項目	考え方
資料作成費 (総論)		<p>会派が議会審議に必要な資料を作成するための経費であり、条例案・予算案等議会審議に関する資料の作成、県の施策や事業全般に関する資料の作成経費がこれに当たる。</p> <p>なお、調査研究に伴う報告書、研修参加に伴う報告書、要望聴取会等で使用する資料の作成、県政報告会等広報活動において作成する資料については、それぞれ調査研究費、研修費、広聴費、広報費において支出することができる。</p>
資料購入費 (総論)		<p>会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費であり、書籍購入費、新聞・定期刊行物等購読料等がこれに当たる。</p> <p>なお、資料を購入する経費は、すべて、この項目で支出することが望ましい。</p>
広報費	<p>広報費の支出の範囲について</p>	<p>会派の調査研究活動の成果等を広報する場合は、政党の広報紙(誌)とは別に発行することが望ましい。</p> <p>なお、政党が発行する広報紙(誌)であって、会派の調査研究活動と政党活動等が混在するような形態の場合は、会派の調査研究活動に関する紙面をページ分けするなど、明確に区別することにより、所要の経費分を政務調査費から支出することは可能であると考え。</p>

分類	項目	考え方
事務費 (事務用品等)	会派控室における事務用品等の購入について	会派が調査研究活動のために必要とする事務用備品、消耗品の購入経費については、政務調査費として支出することができる。 なお、価格については、調査研究活動に要する物品という観点から、常識的に判断すべきと考える。
事務費 (通信費等)	会派控室におけるファクス通信費、インターネット接続料、事務機器リース料の支出について	会派が調査研究活動のために必要とするファクス通信費、インターネット接続料、事務機器リース料については、政務調査費として支出することができる。
人件費 (一般)	調査研究補助業務に従事する職員の雇用経費の支出について	常時又は臨時に雇用する職員で、調査研究活動の補助業務に従事した者に係る雇用経費は、政務調査費から支出できる。 なお、支出に当たっては、雇用契約書や雇用通知書等雇用関係を明確にする書類（任意の様式可）を作成し保管すること。
	専ら調査研究補助業務に従事する職員の雇用経費の支出について	会派が、調査研究活動の補助業務に、その活動拠点において専ら従事する職員を雇用する経費については、その全額を政務調査費から支出することができる。
人件費 (按分)	調査研究活動補助以外の業務も行っている職員等の雇用経費の支出について	職員等雇用経費の按分については、当該職員が会派の事務所において調査研究活動を補助した従事時間の割合により算定すべきものである。 しかしながら、その従事割合が明確に算定できない場合には、按分率を2分の1以内として政務調査費から支出することは可能であると考えられる。
	政党から派遣されている会派職員への支出について	雇用契約は政党なので、政党と会派との間で派遣に関する必要な取り決めを結ぶことにより、政務調査費の支出は可能と考える。この場合、会派の政務調査活動の補助実態により判断することとなるが、補助した従事日数（時間）の割合により算定することが妥当と考えられる。 しかしながら、その従事割合が明確に算定できない場合には、按分率を2分の1以内として政務調査費から支出することは可能であると考えられる。

3 会派から議員に委託された調査研究費の使途基準の考え方

○ 共通事項

分類	項目	考え方
総論	調査研究活動以外の活動との区別及び按分の考え方	<p>調査研究活動と他の議員活動（議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動など）は理論的には区別できるが、実際の活動では、私的活動を含め一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し渾然一体となっていることが多い。</p> <p>また、一回の活動の中で複数の活動が断続的に行われる場合等もあり、これらの活動を整然と区別することは困難であることが多いと思われる。</p> <p>このため、「事務所費」、「事務費」、「人件費」にあっては、調査研究活動と他の議員活動の実績等を考慮し、それぞれの割合に応じ按分して支出することとなる。</p> <p>この按分率の決め方については、議員活動の実績を踏まえ、適切な按分率を算定するなど、個々の議員がその実態に応じ合理的に説明できる範囲で、算定根拠を整理した上で各議員の責任において明確に決めていくべきものである。</p> <p>しかしながら、その按分率を明確に算定できない経費の支出に当たっては、その按分率を2分の1以内とすることが望ましい。</p>

○ 調査研究活動費

分 類	項 目	考 え 方
調査研究費 (総論)		<p>県内外及び海外における調査の実施（研究施設等への視察、被災地の現地調査、他都道府県への現地調査など）のため必要となる交通費及び宿泊料等であり、事前準備や報告に要する経費及び調査研究に伴う謝礼を含むものである。</p>
調査研究費 (交通費等)	<p>交通費、宿泊料、現地経費等の支出について</p>	<p>議員による政務調査費としての交通費、宿泊料、現地経費等の支出に当たっては、調査研究活動が議員の自発的活動であって、議員は旅行者であるとともに旅費の支出権者でもあることから、旅費規程等に準じ一律に定額を支給する方式ではなく、現に要した費用を充当する「実費弁償」を原則とすることが適当であると考ええる。</p> <p>なお、その額及び内容は、議員自らの責任と判断により、社会通念上許容される範囲のものとする必要がある。</p> <p>また、議員が雇用する職員等に対して、交通費、宿泊料、現地経費を支給する場合においても、同様である。</p>
	<p>親族（配偶者等）が、議員の調査研究活動を補助するために旅行した場合の経費等の支出について</p>	<p>調査研究活動の効果的かつ円滑な実施のため、議員の親族が当該調査研究活動の補助者として活動することが適当であると、客観的に認められる場合（通訳など専門的技術面で補佐する場合、議員に身体的な障がいがある場合等）は支出できると考える。</p> <p>この場合の交通費、宿泊料、現地経費等の取扱いは、議員が雇用する職員等に対して支給する場合と同様の考え方により支出するのが適当である。</p>
	<p>専ら運転専門に雇った者への宿泊料、現地経費の支払いについて</p>	<p>専ら運転専門に雇用した者（臨時的雇用を含む。）については、調査研究活動の補助者としての活動実態により判断することとなり、この実態がある場合は、支出することが可能であると考ええる。</p>

分類	項目	考え方
研修参加費	研修会経費、議員連盟の会費等への支出について	<p>議員連盟の会費等においては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものであるかが判断基準となる。</p> <p>また、議員が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費については、実質的な意見交換が中心である場合は可能であるとする。</p> <p>なお、所属政党の会費については、政党に関連する経費であることから、政務調査費からの支出は適当でないとする。</p> <p>また、経営者としての資格等、個人的な資格要件で加入している団体（ロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）に対する会費についても、政務調査費の対象経費としないのが適当であるとする。</p>
	会議等に引き続く懇談会等会費の支出について	<p>会議や研修会等に引き続く懇談会等に係る会費は、政務調査費の対象として支出することが可能であるとする。</p>
	議員として招待された懇談会等への会費の支出について	<p>飲食、親睦を主目的とする会合、及びあいさつやテーブルカットのみを行い退席した会合における会費等は、政務調査費の対象経費としないのが適当であるとする。</p>
	政党主催の研修会等の会費の支出について	<p>政党が主催した研修会等であっても、その研修会等の内容が調査研究活動に適うものであれば、その会費を政務調査費から支出することは可能であるとする。</p>
広聴費	食糧費の支出について	<p>議員が行う広聴活動は、会議・会合等の場を通じて、地域住民等の要望、意見等を幅広く聴取することを主な目的とするものであることから、その過程において食糧費を執行することも可能とする。</p> <p>なお、公職選挙法との関係から、食糧費として執行が可能な場合は、次のとおりであるので留意する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議員が主催する会議・会合等での茶菓提供 2 他者が主催する会議・会合等及びそれらに引き続く懇談会での食事、飲食の議員の自己負担分

分 類	項 目	考 え 方
資料作成費 (総論)		<p>議員が議会審議に必要な資料を作成するための経費であり、条例案・予算案等議会審議に関する資料の作成、県の施策や事業全般に関する資料の作成経費がこれに当たる。</p> <p>なお、調査研究に伴う報告書、研修参加に伴う報告書、要望聴取会等で使用する資料の作成、県政報告会等広報活動において作成する資料については、それぞれ調査研究費、研修参加費、広聴費、広報費において支出することができる。</p>
資料購入費 (総論)		<p>議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費であり、書籍購入費、新聞・定期刊行物等購読料等がこれに当たる。</p> <p>なお、資料を購入する経費は、すべて、この項目で支出することが望ましい。</p>
広報費	<p>広報費の支出の範囲について</p>	<p>議員の調査研究活動の成果等を広報する場合は、後援会等の広報紙（誌）とは別に発行することが望ましい。</p> <p>なお、後援会等が発行する広報紙（誌）であって、議員の調査研究活動と政治活動等が混在するような形態の場合は、調査研究活動に関する紙面をページ分けするなど、明確に区分けすることにより、所要の経費分を政務調査費から支出することは可能であるとする。</p>

○ 調査研究事務費

分類	項目	考え方
事務所費 (総論)		<p>「事務所」の外形的な要件としては、次の点が上げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務所としての外形上の形態を有していること。(〇〇議員事務所という看板を設置するなど、外観上の形態を整えることが望ましい。) 2 事務所としての機能(事務スペース、応接スペース、事務用備品等)を有していること。 3 事務所を賃借する場合、議員個人が賃貸借契約書の当事者であること。
事務所費 (購入)	事務所として使用する不動産の購入、建築工事費への支出について	<p>政務調査費への充当が適当と認められるのは、調査研究活動に資する経費と考えるのが一般的で、原則として調査研究活動の対価として支出されるものである。</p> <p>したがって、政務調査費を事務所として使用する不動産の購入、建築工事の経費に充てるなど、議員の資産形成につながる経費に支出することは、適当ではないと考える。</p>
事務所費 (按分)	調査研究活動以外にも使用される事務所の賃借料や管理運営費(光熱水費等)の支出について	<p>議員活動は、調査研究活動をはじめ、議会活動や政党活動、後援会活動など多面性を有していることから、それらの活動の拠点となる事務所の賃借に係る経費については、それぞれの活動実績に応じて按分した上で、調査研究活動分を政務調査費から支出するのが適当であると考え。</p> <p>この按分率の決め方については、議員活動の実績を踏まえ、適切な按分率を算定するなど、個々の議員がその実態に応じ合理的に説明できる範囲で、算定根拠を整理した上で各議員の責任において明確に決めていくべきものである。</p> <p>なお、事務所が後援会事務所等と共用の場合は、可能な限り事務所の賃貸借契約、ガス、水道等の契約を分離することが望ましいが、仮に分離することができない場合であっても、按分率を2分の1以内として賃借料、光熱水費等を政務調査費から支出することは可能であると考え。</p>

分類	項目	考え方
事務所費 (自宅等)	自宅等自己所有物件又は議員が代表役員を務める法人が所有する物件を事務所として使用する場合は、賃借料、管理運営費(光熱水費等)の支出について	<p>調査研究活動の拠点として、自宅等自己所有物件(生計を一にする親族名義を含む。)又は議員が代表役員を務める法人が所有する物件に対し、賃借料を政務調査費から支出することは、適当ではないと考える。</p> <p>一方、光熱水費については、明らかに事務所名義で分離されているものにあつては、按分の考え方により、要した経費の2分の1以内で政務調査費から支出できると考える。</p>
事務所費 (借上)	親族が所有する不動産の賃借料への支出について	<p>調査研究活動の拠点として、親族が所有する事務所等を借り上げることにあつては、生計を一にしない親族と賃貸借契約を締結している場合に限り、その賃借料を、按分の考え方により2分の1以内で政務調査費から支出できると考える。</p>
事務所費 (その他)	県庁所在地から距離のある選挙区の議員が、県庁所在地に宿泊所として賃貸マンション等を持つ場合の支出について	<p>当該マンション等が調査研究活動の拠点となっているか否か、という実態的判断によるものとする。</p> <p>この場合、定例会等開会中に支給される招集旅費と重複することのないよう留意が必要であり、この日数を除いた上で、現に調査研究活動の拠点として、継続的に使用していることが明らかである場合は、調査研究活動の使用実績(日数)に応じた額を政務調査費から充当することは可能であるとする。</p>

分類	項目	考え方
<p>事務費 (自動車、事務用品等)</p>	<p>自動車等の高額な備品の購入について</p>	<p>政務調査費を自動車等高額な備品の購入経費に充てることは、議員個人の資産形成と受け取られかねず、適当ではないと考える。</p> <p>また、議員個人の私的目的に供する物品は、政務調査費充当の対象外となる。</p> <p>その他の事務用備品や消耗品の購入については、調査研究活動に対する有用性が高く、一般的に直接必要であると認められるもの（コピー機、ファクス、パソコン、カメラ等）に限定される。</p> <p>なお、これらの事務用備品、消耗品については、使用実態が広範であり調査研究活動とその他の議員活動を明確に区分することが困難なため、按分の考え方により2分の1以内で政務調査費から支出することができると考えられる。</p> <p>また、価格については、調査研究活動に要する物品という観点から、常識的に判断すべきと考える。</p>
<p>事務費 (自動車)</p>	<p>自動車のレンタル料、リース料の支出について</p>	<p>調査研究活動に用いるため、レンタカーを一時借上げることについては、その費用を政務調査費から支出することができると考える。</p> <p>リースによる自動車を現に調査研究活動の交通手段として用いている場合であっても、一般的に自動車は、政務調査活動にのみ使用されるものではないことから、当該リース料については、使用実態により按分する考え方により、2分の1以内で政務調査費として支出することができると考える。</p> <p>ただし、リースする物件によっては、その支出額が高額になるおそれがあるため、社会通念上一定の制限が必要と考えられることから、年間リース料のうち政務調査費で充てることができる上限を25万円(年間50万円の2分の1以内)とする。</p>

分 類	項 目	考 え 方
事務費 （自動車燃料費）	自動車の燃料費（ガソリン代等）の取扱いについて	<p>調査研究活動に使用する自動車の燃料費については、調査研究活動に要した実費を支出することとなる。</p> <p>この場合、調査研究活動で走行した距離に1 km当たり25円を乗じて得た額を燃料費とする。</p> <p>走行距離の把握にあっては、調査研究活動のみであることが明確な場合には、その走行距離による。</p> <p>しかしながら、議員の活動は調査研究活動と他の活動とが渾然一体として行われることから、調査研究活動のみの走行距離の実績を把握することは、困難な場合が多いと考えられる。</p> <p>この場合には、調査研究活動に使用する自動車の走行距離について、2分の1以内で政務調査費から支出することができるものとする。</p> <p>ただし、政務調査費と招集旅費及び公務出張旅費との重複は認められないことから、調査研究活動に使用する自動車の走行距離から明確に議会招集及び公務出張の走行距離を差し引くものとする。</p> <p>なお、この場合、有料道路通行料や駐車料等について同様に2分の1以内で政務調査費で支出することも可能であると考えられる。</p>
事務費 （自動車維持管理費）	自動車の維持管理に要する経費（車検代、保険料、修理代）等の取扱いについて	<p>一般的に自己所有の自動車は、政務調査活動にのみに使用されるものではなく、私的活動に供されることがあり、修繕費、車検費用、保険料等の維持管理経費は、資産価値を維持する経費と考えられることから、政務調査費から支出することは適当ではないと考える。</p> <p>なお、自動車に新たに追加する装備品（タイヤ、ナビゲーションシステムなど）に要する経費についても、適当でないと考えられる。</p>

分類	項目	考え方
事務費 (按分)	電話、ファクス、パソコン等、調査研究活動以外にも使用できる物の費用の按分の考え方について	<p>議員活動は、調査研究活動をはじめ、議会活動や政党活動、後援会活動など多面性を有していることから、それらの活動に必要なとされる事務用備品に係る経費については、それぞれの活動実績に応じて按分した上で、調査研究活動分を政務調査費から支出するのが適当であると考えます。</p> <p>この按分率の決め方については、議員活動の実績を踏まえ、適切な按分率を算定するなど、個々の議員がその実態に応じ合理的に説明できる範囲で、算定根拠を整理した上で各議員の責任において明確に決めていくべきものである。</p> <p>なお、事務所が後援会事務所等と共用の場合は、可能な限り事務所の電話、ファクス、インターネット等の契約を分離することが望ましい。これらの按分に当たり、仮に明確に分離することができない場合には、按分率を2分の1以内として政務調査費から支出することは可能であると考えます。</p>

分類	項目	考え方
人件費 (一般)	調査研究補助業務に従事する職員の雇用経費の支出について	<p>常時又は臨時に雇用する職員で、調査研究活動の補助業務に従事した者に係る雇用経費は、政務調査費から支出できる。</p> <p>なお、支出に当たっては、雇用契約書や雇用通知書等雇用関係を明確にする書類（任意の様式可）を作成し保管すること。</p>
	専ら調査研究補助業務に従事する職員の雇用経費の支出について	調査研究活動の補助業務に専ら従事した職員の雇用経費については、その全額を政務調査費から支出することができる。
人件費 (按分)	調査研究活動補助以外の業務も行っている職員等の雇用経費の支出について	<p>職員等雇用経費の按分については、活動実績により、当該職員が議員の調査研究活動を補助した従事時間の割合により算定すべきものである。</p> <p>しかしながら、その従事割合が明確に算定できない場合には、事務所費や事務費の按分と同じく、按分率を2分の1以内として政務調査費から支出することは可能であると考えられる。</p>
人件費 (親族)	調査研究活動の補助業務に親族を職員として雇用することについて	<p>生計を一にしている親族の場合は、社会通念上認められにくいことから、雇用経費の支出は適当ではないと考える。</p> <p>生計を一にしない親族については、雇用条件が社会通念上認められる内容であれば、政務調査費からの支出もできると考える。</p>

自動車燃料費等の按分の考え方及び走行距離の把握について

◎事務費（自動車燃料費）の使途基準の考え方

調査研究活動に使用する自動車の燃料費については、調査研究活動に要した実費を支出することとなる。この場合、調査研究活動で走行した距離に、1 km当たり25円を乗じて得た額を燃料費とする。

走行距離の把握にあっては、調査研究活動のみであることが明確な場合にはその走行距離による。

しかしながら、議員の活動は調査研究活動と他の活動とが渾然一体として行われることから、調査研究活動のみの走行距離の実績を把握することは困難な場合が多いと考えられる。

この場合には、調査研究活動に使用する自動車の走行距離について2分の1以内で政務調査費から支出することができるものとする。

ただし、政務調査費と招集旅費及び公務出張旅費との重複は認められないことから、調査研究活動に使用する自動車の走行距離から明確に議会招集及び公務出張の走行距離を差し引くものとする。

また、会派の政務調査用務により会派から出張旅費が支出される場合についても、当該出張の走行距離を差し引くものとする。

※ 上の考え方については、「会派から議員に委託された調査研究費の使途基準の考え方」 「事務費（自動車燃料費）」に掲載されています。

※ 毎月の自動車の走行距離の把握にあっては、「政務調査費充当走行距離表」（様式9）により算出することとなります。

(様式9)

政務調査費充当走行距離表

平成 年 月

議員名

(注) 走行距離欄のA、C、D列欄は該当する場合に、B列欄は必ず記入する。

C欄は、私有自動車使用による議会招集等公務出張をした場合の路程を記入する。

D欄は、私有自動車使用による会派の政務調査用務(会派が政務調査費で支出したもの)で出張した場合の走行距離を記入する。

走行距離 Km(整数、四捨五入)

日付	A 調査研究活動のみの走行	B 調査研究に使用する自動車の走行	C 議会招集等公務出張走行(路程)	D 会派の政務調査用務出張走行	摘要 (調査研究活動、公務出張内容、会派政務調査用務等)
1		当該自動車の距離 メーターの前月末走行 距離数			
2					
3		<input type="text"/> Km			
4		●1			
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27		当該自動車の距離 メーターの今月末走行 距離数			
28					
29		<input type="text"/> Km			
30		●2			
31		(●2-●1)			
		0 km			
		$B = (●2 - ●1) - (A + C + D)$			
計	A 0	B 0	C 0	D 0	
政務調査費充当走行距離(A+B×按分率【注】)					Km

【注】 按分率については、使途基準で示した考え方によること。

4 政務調査費から支出できない経費

政務調査費から支出できない（支出することが適当でない）経費を以下に示す。

(1) 政党活動経費

- ・ 党費
- ・ 党大会への出席（参加）経費
- ・ 党大会賛助金
- ・ 政党活動経費
- ・ 政党の広報誌（紙）・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送経費
- ・ 政党組織の事務所の設置、維持経費
- ・ 政党組織の人件費
- ・ 政治資金規正法に定められている政治資金パーティーへの参加費（当該パーティーが講演会等の形式をとっていても不適當）

(2) 選挙活動経費

- ・ 選挙活動費
- ・ 選挙における各種団体への支援依頼活動経費
- ・ 選挙ビラ作成経費

(3) 後援会活動経費

- ・ 後援会の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送経費
- ・ 後援会主催の報告会等の開催経費

(4) 私的活動経費

- ・ 慶弔餞別費等（病氣見舞い・香典・祝金・餞別・寸志・中元・歳暮等、慶弔電報、年賀状の購入又は印刷等経費等）
- ・ 冠婚葬祭への出席費用（葬儀・祝賀会・結婚式・祭り等）
- ・ 宗教活動経費（檀家総代会・報恩講・宮参り等）
- ・ 観光・レクリエーション・私的用務等による旅行経費
- ・ 議員個人の立場で加入している団体に対する会費（町内会費、公民館費、PTA会費、商工会費、婦人会費、老人クラブ会費、スポーツクラブ会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブ等会費、議会内の親睦団体の会費、宗教団体の会費、趣味の会費等）
- ・ 団体の活動内容や実態が調査研究活動に寄与しない場合の当該団体に対する会費
- ・ 議員個人の私的目的による経費

- (5) 公職選挙法やその他の法令等の制限に抵触する事項に係る経費
 - ・ 公職選挙法第199条の2「公職の候補者等の寄附禁止」に該当する経費（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の茶菓を超える食事の提供）

- (6) 飲食、親睦を主な目的とする会合、及びあいさつやテープカットのみを行い退席した会合への出席経費

- (7) 議員が他の団体の役職を兼ねている場合における、その団体の理事会、役員会、総会の出席費用

- (8) 事務所購入等経費
 - ・ 事務所として使用する不動産購入費への支出
 - ・ 事務所の建築工事費への支出

- (9) 自宅（生計を一にする親族名義を含む。）を事務所としている場合の賃借料の支出

- (10) 自動車の購入経費及び修理点検等維持管理費

- (11) 政務調査活動に直接必要としない備品等の購入、リース代
 - ・ 事務所に掲示する絵画等の美術・装飾品

- (12) 生計を一にする親族に係る人件費の支出